

(目的)

第 1 条 この要綱は、長崎県総務部、県民生活環境部、水産部、農林部、土木部、振興局及び警察本部（以下「関係部」という。）が実施する県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのものをいう。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びこれに関する一連の手続に関して必要な事項を定める。

(対象)

第 2 条 この要綱に定める電子入札の対象は、関係部及びその関係部が所管する地方機関（以下「関係部等」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）及び建設関連業務委託のうち競争入札に付するものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 5 条に規定する特定調達契約及び国からの受託事業に係る競争入札並びに関係部等における競争参加資格委員会又は指名委員会で電子入札によらないこととした競争入札は対象としない。

(電子入札に使用できる IC カード)

第 3 条 契約担任者又はその者の委任を受けた者（以下「契約担任者等」という。）が電子入札において使用する IC カードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認定認証事業者」という。）が発行する電子的な証明書を格納したものとする。

2 入札に参加しようとする者及び入札参加者（以下「入札参加者等」という。）が電子入札に使用する IC カードは、次の各号を全て満たし、かつ、次条第 1 項に規定する利用者登録を適正に行ったものでなければならない。

- (1) 認定認証事業者が発行するものであること。
- (2) 電子入札コアシステム（電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。）で使用できるものであること。
- (3) 長崎県建設工事入札参加者格付要綱（以下「参加者格付要綱」という。）に基づく入札参加資格名簿（格付表）及び調査・設計・測量業務等入札参加資格名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載された代表者又は受任者（年間委任を受けたものに限る。以下「代表者等」という。）の名義で取得したものであること。
- (4) 落札決定日までにおいて有効期間が失効していない IC カードであること。

3 IC カードを使用して行われた入札手続は全て当該 IC カード名義人が行ったものと見なすので、IC カード名義人は IC カードを厳重に管理しなければならない。

4 入札手続き中であっても、「企業名称」又は「IC カード名義人である代表者等」に変更が生じたこと等による IC カードの失効又は閉塞等した時点以降、当該 IC カードによる入札参加は認めない。（ただし、IC カードの名義人である代表者等が当該入札にかかる入札書提出開始日以降に死亡した場合に限り、第 28 条及び第 28 条の 2 に定める変更に伴う承認手続きについては行わず、当該入札における入札書の提出開始日から落札決定（中止・取止めを含む）までの間、既存の IC カードを有効として継続使用できるものとする。）

なお、閉塞等の場合にあっては、同一名義の他の有効な IC カードを使用することにより引き続き当該電子入札を行うことができる。

また、入札参加者等は、このような事態に備えて、代表者等の同一名義による IC カードを複数枚利用者登録することを推奨する。

(利用者登録)

- 第4条 電子入札に参加しようとする者は、あらかじめ電子入札参加申請書(様式第1号若しくは様式第1号の2)により登録番号の交付を受けたうえで、前条第2項第1号から第4号の規定を満たすICカードを使用して電子入札システムによる利用者登録をしなければならない。
- 2 入札参加者等は、前項の規定により登録した事項について変更が生じた場合は、直ちに電子入札システムによる利用者登録変更をしなければならない。
 - 3 前項の場合において、変更する事項が参加者格付要綱第6条に該当する場合は、参加者格付要綱第6条に定める変更届を提出するとともに、変更した事項が記載されたICカードを新たに取得し、再度第1項に規定する手続きを行わなければならない。
 - 4 前2項に規定する変更手続きを行わず、事実と異なる利用者登録情報により行った入札は無効となることがある。

(共同企業体における特例)

- 第5条 入札参加者等が次の各号に定める共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表構成員が代表者等の名義で取得し利用者登録を行ったICカードにより入札参加するものとする。
- (1) 特定建設工事共同企業体(長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領に定めるものをいう。以下同じ。)
 - (2) 建設関連業務委託共同企業体(長崎県建設関連業務委託共同企業体取扱要領に定めるものをいう。以下同じ。)
- 2 入札参加者等は、申込書等受付締切日時(入札公告に記載する申込書等の提出期限をいう。以下同じ。)までに、当該共同企業体の全ての構成員の代表者等から代表構成員の代表者等に対する入札に関する権限についての委任状を電子入札システムにより提出するものとする。

(入札の公告)

- 第6条 契約担任者等は、電子入札に付する入札の公告は長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号。以下「財務規則」という。)第93条第1項に定める方法によるものとし、この場合における見積期間は、入札書受付締切日の前日から起算するものとする。
- 2 前項に規定する公告には、財務規則第93条第2項第7号の規定により下記のとおり記載するものとする。
「本工事(本業務)は、提出資料及び入札書等の提出等について、電子入札システムを使用して行う対象である。」

(入札執行通知)

- 第6条の2 契約担任者等は指名競争入札を実施する場合は、財務規則第103条により入札者を指名し、入札書受付締切日時の前日から起算して、建設業法施行令(昭和31年8月29日政令第273号)第6条に規定する期間により電子入札システムで入札執行通知をおこなうものとする。
- 2 契約担任者等は、電子入札システムにより入札執行通知を行うことが困難な場合には、書面(様式第8号若しくは様式8号の2)によることができるものとする。
 - 3 前2項に規定する入札執行通知には、財務規則第104条第1項及び第93条第2項第7号の規定により下記のとおり記載するものとする。
「本工事(本業務)は、提出資料及び入札書等の提出について、電子入札システムを使用して行う対象である。」

(電子入札に参加できる者)

- 第7条 電子入札に参加する者は、当該入札公告に定める全ての要件を満たし、かつ、第4条に規定する利用者登録を適正に行ったものでなければならない。ただし、指名競争入札にあっては、この限りではなく前条による入札執行通知書を受理した者とする。
- 2 電子入札に参加する者が共同企業体の場合は、当該企業体の全ての構成員が前項前段の規定を満たさなければならない。

(長崎県建設工事一般競争入札実施要綱の規定を準用する場合の技術的読替)

第7条の2 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱(以下「建設工事一般競争入札要綱」という。)を電子入札について準用する場合においては、以下の条文を以下のとおり読み替え及び加えるものとする。

- (1) 第3条第1項、第7条第7項、第15条及び第24条第2項中「届出書」を「申込書」と読み替える。
- (2) 第3条第1項中「届出書等」を「申込書等」と読み替える。
- (3) 第7条第6項中「競争参加資格確認届出書(様式第6号。以下「届出書」という。)並びに第2項第4号、第5号」を「事後審査型一般競争入札参加申込書(様式第6号。以下「申込書」という。)」と読み替える。
- (4) 第8条第2項中「入札期日の前日」を「入札受付開始日の前日」と読み替える。
- (5) 第19条第1号中「第3順位」を「最高価格を提示したもの」と読み替える。
- (6) 第20条中「、第2号」の次に「、第4号、第5号」を加える。
- (7) 「様式第9号」を「様式第7号」と読み替える。

(長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札試行実施要綱の規定を準用する場合の技術的読替)

第7条の3 長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札試行実施要綱(以下「建設関連業務委託一般競争入札要綱」という。)を電子入札について準用する場合においては、以下の条文を以下のとおり読み替えるものとする。

- (1) 第3条第1項、第7条第6項、第13条及び第23条第2項中「届出書」を「申込書」と読み替える。
- (2) 第3条第1項中「届出書等」を「申込書等」と読み替える。
- (3) 第7条第6項中「競争参加資格確認届出書(様式第7号。以下「届出書」という。)」を「事後審査型一般競争入札参加申込書(様式第6号の2。以下「申込書」という。)」と読み替える。
- (4) 第8条第2項中「入札期日の前日まで」を「入札受付開始日の前日」と読み替える。
- (5) 第15条中「第3順位」を「最高価格を提示したもの」と読み替える。

(案件登録)

第8条 契約担任者等は、入札公告日前又は入札執行通知日前までに、電子入札システムへの調達案件登録を行うものとする。

- 2 入札書の提出期間は、3日間(長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)であって、開札日の前日(休日を除く。)までとし、その他の手続きに係る期間等は、紙媒体を提出して行う従来の入札(以下「紙入札」という。)における取り扱いに準じて定めるものとする。
- 3 契約担任者等は、入札公告日以降又は入札執行通知日以降において、調達案件登録内容を変更する必要がある場合は、速やかに修正し変更登録を行うものとする。この場合において、既に競争参加資格確認申請書、事後審査型一般競争入札参加申込書(以下「申込書等」という。)を提出した者又は入札執行通知を受理した者に対し、変更した旨をファクシミリ等により連絡するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、変更する登録内容が「品目分類」、「入札方式」、「工種区分」、「入札時V Eの有無」、「落札方式」、「評価項目名称」、「工事/委託業務区分」、「受注形態」、「内訳書」及び「制限価格/調査価格」に該当する場合は、当該案件名の末尾に「当該案件は、登録錯誤につき取り消し、別途同一案件名で登録します。」と追記したうえで中止登録し、新たに案件登録するものとする。この場合において、契約担任者等は、既に申込書等を提出した者又は入札執行通知を受理した者に対し中止した旨をファクシミリ等により連絡すると共に、提出済書類については再提出を求めるものとする。

(入札参加申し込みに伴う手続)

第9条 一般競争入札の電子入札に参加しようとする者は、申込書等受付締切日時までに、電子入札システムにより、申込書等及び添付資料(当該入札の公告に定めるものをいう。以下同じ。)を提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申込書等は、県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県の機関に到達したものと見なす。この場合において、申込書等を提出した者の使用に係る電子計算機に当該申込書等の受信確認通知が表示されるため、必ず当該表示を確認しなければならない。
- 3 前項に規定する受信確認通知が表示されないときは、申込書等が適正に提出されていないため、電子入札に参加しようとする者は再度第1項に定める手続をしなければならない。
- 4 前3項の手続きを怠り、申込書等が適正に提出されなかったときは、提出されなかったものと見なす。

(添付資料等の作成等)

第10条 入札参加者等が第9条第1項に規定する添付資料、第15条第1項に規定する工事費内訳書及び第22条第1項第2号に規定する資格審査に必要な資料(以下「添付資料等」という。)の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した添付資料等を保存する電子ファイルの形式は、次表の推奨環境とするが、発注機関が指定することもできるものとする。ただし、次表の推奨環境であっても、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用してはならない。

使用アプリケーション	保存する電子ファイル形式
Microsoft Word	doc 形式、docx 形式
Microsoft Excel	xls 形式、xlsx 形式
すべてのアプリケーション	pdf 形式

- 2 入札参加者等は、添付資料等の電子ファイルの圧縮を行う場合は、電子入札システムによるものとし、他の圧縮ソフトを使用して行ってはならない。
- 3 入札参加者等は、添付資料等の電子ファイルの提出をおこなう場合は、最新のウイルス対策アプリケーションソフトにより、当該電子ファイルにウイルス感染の無いことを事前に確認しなければならない。
- 4 契約担任者等は、入札参加者等が提出した添付資料等の電子ファイルにウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧を中止し、ウイルスに感染している旨を当該入札参加者等に連絡するものとする。この場合において、完全にウイルスを駆除することができなければ、電子入札システムによる提出は認めない。
- 5 同条第1項に規定する添付資料等の電子ファイルは、前表の推奨環境にかかわらず発注機関によりファイルを開くことができるものを有効とし、発注機関によりファイルを開くことができないものは、第27条第3項第6号と見なし入札の無効とする。なお、推奨環境以外の電子ファイルの開封の保証はおこなわないものとする。

(持参又は郵送による提出の特例)

第11条 入札参加者等が提出する添付資料等が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項、第15条第1項及び第22条第1項第2号の規定にかかわらず、書面により一括して持参又は郵送(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限内必着。)するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めない。

この場合において、予め電子入札システムにより提出する申込書等(工事費内訳書にあっては入札書)に、所定の事項を記載した紙媒体提出通知書(様式第3号・様式第3号の2)の電子ファイルを添付して提出させるものとする。

- (1) 添付する内訳書の電子ファイルの容量が2MBを超えるもの
 - (2) その他添付資料等の電子ファイルの容量が3MBを超えるもの
 - (3) ウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除することができないもの
 - (4) 前3号以外のもので、契約担任者等が持参又は郵送によることを指定したもの
- 2 持参又は郵送による添付資料等の受付期限は電子入札システムによるものと同じとする。
 - 3 契約担任者等は、添付資料等を受理したときは、電子入札システムにより受付票を発行するものとする。

（事前審査型一般競争入札における資格確認通知）

第 12 条 契約担任者等は、建設工事一般競争入札要綱に定める事前審査型入札にあつては、競争参加資格確認申請書を提出した者について、建設工事一般競争入札要綱第 12 条に規定する資格審査を行い、電子入札システムにより、競争参加資格確認通知書を送付するものとする。

（一般競争入札における入札の不参加等）

第 13 条 入札参加者は、入札書受付締切日時（入札公告に記載する入札書の提出期限をいう。以下同じ。）までに入札書の提出がない場合については、入札書受付締切日時を経過した時をもって不参加とする。

2 入札書の提出後において、指名停止等により競争参加資格を満たさなくなった者の入札は無効とする。

（指名競争入札における入札の辞退及び無効）

第 13 条の 2 入札参加者は、入札書受付締切日時（入札執行通知書に記載する入札書の提出期限をいう。以下同じ。）までに入札書の提出がない場合については、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退とみなす。

2 入札参加者は入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間は、入札辞退届を電子入札システムで提出できるものとする。ただし、入札書の送信後は入札辞退届の提出はできないものとする。

3 前項に規定する辞退届は、県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県の機関に到達したものと見なす。

4 提出した辞退届は引き換え又は撤回することはできない。

5 第 28 条の 2 第 1 項により、紙入札へ移行した入札参加者及び、ただし書きに該当するものが入札を辞退する場合は、長崎県建設工事執行規則（昭和 49 年長崎県規則第 30 号）第 6 条の 2 第 2 項に規定する入札辞退届を書面により入札書受付締切日時までに指定する場所へ持参すること。なお、建設関連業務委託についても、これに準じた取扱とする。

6 入札書の提出後に指名基準に抵触した者の入札は無効とする。

（開札日時の延期）

第 14 条 契約担任者等は、やむを得ない理由により、入札書の提出期限又は開札日時を延期する必要が生じたときは、入札参加者に対して、速やかに変更後の入札書提出期限又は開札日時を電子入札システムにより通知するものとする。

（入札書等の提出）

第 15 条 入札参加者は、電子入札システムにより、入札書受付締切日時までに、入札書及び建設工事においては工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。ただし、工事費内訳書については、公告及び入札執行通知において提出を求めないこととされた場合はこの限りではない。

2 前項に規定する入札書等は、県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県の機関に到達したものと見なす。この場合において、入札書等を提出した者の使用に係る電子計算機に当該入札書等の受信確認通知が表示されるため、必ず当該表示を確認しなければならない。

3 前項に規定する受信確認通知が表示されないときは、入札書等が適正に提出されていないため、入札参加者は再度第 1 項に定める手続をしなければならない。

4 前 3 項の手続きを怠り、入札書等の提出が適正になされなかったときは不参加又は辞退と見なす。

5 提出した入札書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

6 入札参加者は、電子入札システムにより提出する場合は、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕を持って提出作業を行うとともに、入札書等の提出後に契約担任者等から発行される入札書受付票を印刷して保管するものとする。

(入札書の受付締切)

第 16 条 契約担任者等は、入札書受付締切日時を経過した後、速やかに入札締切通知書を発行するものとする。

(工事費内訳書の確認)

第 17 条 工事費内訳書の確認は、紙入札における手続きを準用する。

(予定価格等の決定及び登録)

第 18 条 入札執行者又は価格決定者(建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱(以下「建設工事ランダム化要綱」という。))第 6 条及び建設関連業務委託の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱第 6 条(以下「建設関連業務委託ランダム化要綱」という。)に定める者をいう。以下同じ。)は、建設工事ランダム化要綱第 8 条から第 12 条の規定及び建設関連業務委託ランダム化要綱第 6 条により、予定価格等の決定に係る手続きをしなければならない。

2 入札執行者は、前項において決定された予定価格等を電子入札システムに登録するものとする。

(開札)

第 19 条 入札執行者は、入札者のうち開札に立ち会いを希望するものがあるときは、立ち合わせするものとする。この場合において、当該入札者が代理人を立ち合わせるときは、立ち会いに係る委任状を提出させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、いずれの入札者も開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県の職員を立会わせるものとする。

3 入札執行者又は入札執行補助者(以下「入札執行者等」という。)は、開札日時を経過後速やかに開札の手続を開始し、紙入札者(第 28 条第 2 項、第 28 条の 2 第 2 項の規定により紙入札の承認を得た者及び第 28 条の 2 第 1 項中のただし書きに該当するものをいう。以下同じ。)がある場合は、予め提出された入札書を投函するものとする。

4 前条に規定する予定価格等の決定後において、入札執行者等は前項の入札書を開封し、その入札金額を電子入札システムに登録するものとする。

5 入札執行者等は、入札者のうち入札を無効とするものがあるときは、その者が提出した入札書は開封せずに登録するものとする。ただし、長崎県設計図書等交付要領(平成 27 年 3 月 2 日 26 建企第 554 号)第 9 条により無効となったものを除く。

6 前項までの手続を終えた後、入札執行者等は電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

(開札状況に関する情報提供)

第 20 条 入札執行者等は、開札作業に著しく時間を要する場合は、電子入札システムに作業状況を登録することにより入札者に情報提供を行うものとする。

(落札決定)

第 21 条 入札執行者等は、落札者の決定を確認したうえで、執行担当署名(第 19 条第 2 項に規定する開札に立会う県の職員(以下「立会者」という。))があるときは、当該立会者署名を含む。)を付加し、電子入札システムにより、落札者決定通知書を送付するものとする。

2 開札結果は、設計図書及び契約書等と一括して保管するものとする。

(落札決定の保留)

第 22 条 建設工事一般競争入札要綱及び建設関連業務委託一般競争入札要綱に定める事後審査型入札(以下「事後審査型一般競争入札」という。)における落札候補者の資格審査をするときは、落札決定を保留するものとする。

(1) 入札執行者等は、落札決定の保留を確認したうえで、執行担当署名(立会者があるときは、当該立会者署名を含む。)を付加し、電子入札システムにより、落札候補者決定通知書を送付するものとする。

- (2) 建設工事の入札においては、入札執行者等は、落札候補者に対して、建設工事一般競争入札要綱第 20 条に規定する資格審査に必要な資料を電子入札システム又は持参により提出させるものとする。
 - (3) 建設工事一般競争入札要綱第 20 条及び建設関連業務委託一般競争入札第 19 条に規定する資格審査の結果、落札者が決定したときは、前条の規定によるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、入札執行者等は、入札結果に不自然さが見られる等の理由により落札決定を保留する必要があるときは、電子入札システムにより、保留通知書にその理由を記したうえで、入札者に送付するものとする。

(くじ引きによる落札者等の決定)

第 23 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある場合は、直ちに電子くじによるくじ引きを行い、落札者を決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子くじによる手続きが困難な場合は、契約担任者等は、くじを引くことになった者に対し、くじ引きの日時、場所及び代理人がくじを引くときは委任状を持参すること並びに当日くじ引きに参加しなければ当該入札事務に直接関係ない職員が代わりにくじを引くことをファクシミリ等により連絡するものとする。
- 3 くじ引きを実施して落札者を決定したときは、第 21 条の規定による。
- 4 前 3 項の規定は、事後審査型一般競争入札にあつては、落札候補者、次順位者又は次々順位者（以下「落札候補者等」という。）となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある場合に準用する。

この場合において、これらの規定中「落札」とあるのは「落札候補等」と、「落札者」とあるのは「落札候補者等」と、「第 21 条」とあるのは「第 22 条」と読み替える。

(入札回数)

第 24 条 入札の執行回数は次の各号のとおりとする。

- (1) 建設工事についての入札の執行回数は 1 回とし、落札者（事後審査型一般競争入札にあつては、落札候補者）がないときは当該入札を打ち切るものとする。
 - (2) 建設関連業務委託の入札執行回数は 2 回とする。この場合において、入札の結果、落札者がいない場合には、随意契約によることができる。
- 2 入札執行者等は、入札の打ち切りを確認したうえで、執行担当署名（立会者があるときは、当該立会者署名を含む。）を付加し、入札者に対し電子入札システムにより取り止め通知書を送付するものとする。
- 3 取り止め通知書を送付した後は、第 21 条第 2 項の規定を準用する。

(契約の相手方)

第 25 条 契約の相手方は、入札に使用した IC カードの名義人とする。（第 3 条第 4 項（ただし書き）の場合にあつては、変更後の代表者等とする。）。また、共同企業体の場合には、当該共同企業体を構成する全ての構成員とする。

(開札結果の公表)

第 26 条 開札結果の公表については、当分の間、従前の方法による。

(入札の無効)

第 27 条 電子入札による場合において、以下の各項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 長崎県財務規則第 100 条に該当するもの。
 - (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札したとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
 - (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。

- (8) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印（電子入札にあっては、入札金額、入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書）がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- 2 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第3条第1項第9号及び長崎県建設工事の指名基準第11条の規定により、入札参加者間に一定の系列関係があると認められたとき。
- 3 本要綱等によるもの。
 - (1) 入札者が契約担任者の承認を得ずに紙入札をしたとき。
 - (2) 紙入札者又はその代理人が開札に立ち会わないとき。
 - (3) 申込書を適切に提出していないとき。
 - (4) その他電子入札に関する入札条件に違反して入札したとき。
 - (5) 入札者が入札公告に定める添付資料及び工事費内訳書の提出をしないとき。
 - (6) 入札説明書の交付を公告又は入札執行通知に示す期間内及び方法により受けていない場合。

（ＩＣカードの不正使用）

第27条の2 入札参加者が次の各号に掲げる場合等ＩＣカードを不正に使用したことが開札までに判明したときは、不正に使用した者が行った入札は無効とする。また、落札決定後に不正使用が判明した場合で、不正に使用した者が当該入札案件の落札者であるときは、落札決定の取消し、契約の不締結、契約の解除等の措置をとることができるものとする。

- (1) ＩＣカードを不正に取得し又は改ざんして入札が行われた場合。
- (2) 他人のＩＣカードを不正に使用し、名義人になりすまして入札に参加した場合。
- (3) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合。

（一般競争入札における紙入札の特例）

第28条 第4条第1項に規定する利用者登録した者が紙入札へ移行することについて承認を得ようとする場合は、入札公告に掲げる申込書等受付締切日時（電子入札システムにより既に申込書等の提出を行った者が、入札書等の提出を紙入札へ移行して行うことについて承認を得ようとする場合は、入札書等受付締切日時）までに、紙入札承認申請書（様式第4号・様式第4号の2）に次項第1号に定める事実を証する書類を付して、契約担任者等の承認を得なければならない。

2 契約担任者等は、前項の規定により紙入札承認申請書が提出され、次に掲げる場合に限り、申込書等受付締切日時（入札書の提出に係るものにおいて入札書等受付締切日時）までに、次項に規定する条件を付して紙入札を行うことを承認するものとする。

- (1) 入札参加者等が使用する利用者登録したＩＣカード情報のうち「企業名称」又は「ＩＣカード名義人氏名」に変更が生じたことによる再発行の申請（準備）中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わないとき。なお、他のＩＣカード情報のうち「企業所在地」又は「利用者の自宅住所」に変更が生じた場合は、再発行までの間は変更前のＩＣカードによる電子入札への参加は可能とする。
- 3 契約担任者等は、紙入札を承認する場合は、原則として入札に関する必要事項は紙入札におけるものと同様とするが、紙入札承認通知書（様式第5号・様式第5号の2）により次の各号の条件を付すものとし、第1号の規定にかかわらず、紙入札承認申請書が提出されるまでに電子入札システムにより提出した申込書等及び添付資料の電子ファイルがあるときは、有効なものとして取り扱う。
 - (1) 申込書等及び添付資料は、入札公告に掲げる申込書等受付締切日時までに、指定する場所へ持参すること。
 - (2) 入札書を封かんした入札用封筒及び建設工事においては工事費内訳書（提出を求めている場合はこの限りではない。）を工事番号（委託業務番号）工事名（委託業務名）及び開札日並びに入札参加者の商号又は名称及び代表者等名を表記した封筒に封かんのうえ、入札公告に掲げる入札書受付締切日時までに、指定する場所へ持参すること。
- (3) 第3条第2項第3号における代表者等により入札を行い、代理人による入札は認めないも

のとする。ただし、建設関連業務委託の2回目の入札及び見積書の提出に係る代理人にあっては委任状の提出があった場合はこの限りではない。

- (4) 入札書は、本要綱の様式第9号・様式第9号の2(その1又はその2)によるものとする。
 - (5) 紙入札者は、当該入札の開札に立ち会わなければならないこと。
 - (6) 県の職員が、開札時において、入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに登録すること。
 - (7) 提出期間内に提出しなかった者は、入札の不参加とすること。
 - (8) 本通知により紙入札の承認を受けた者は、当該入札案件について電子入札への移行は認めないものとする。
- 4 契約担当者等は、紙入札を承認した場合は、電子入札システムにより紙入札業者登録を行うものとする。
 - 5 契約担当者等は、紙入札者が提出した入札書等は厳重に保管するものとし、開札まで開封してはならない。

(指名競争入札における紙入札の特例)

- 第28条の2 第4条第1項に規定する利用者登録した者が、前条第2項第1号及び次項第1号の場合において、紙入札へ移行することについて承認を得ようとする場合は、入札執行通知に掲げる入札書等受付締切日時までに、紙入札承認申請書(様式第4号・様式第4号の2)により契約担当者等の承認を得なければならない。ただし、第4条第1項に規定する利用者登録等の準備中で電子入札の手続きに間に合わないときはこの限りではない。なお、前条第2項第1号により紙入札承認申請書を提出する場合は、事実を証する書類を付して申請するものとする。
- 2 契約担当者等は、前項の規定により紙入札承認申請書が提出された場合において、前条第2項第1号及び以下の第1号のときは、入札書等受付締切日時までに、前条第3項の各号に規定する条件を付して紙入札を行うことを承認するものとする。この場合においては、前条第3項第1号を削除する。また、第2号中の「入札公告」を「入札執行通知」に、第3号中「第3条第2項第3号における代表者等」を「直接指名を受けた者(本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所)」に読み替える。さらに、第7号中「不参加とする」とあるのは「辞退とみなす」に読み替える。
 - (1) ICカードが失効、閉塞、破損等により使用できなくなり、ICカードの再発行申請(準備)中であって、再発行が電子入札の手続きに間に合わないとき。
 - 3 契約担当者等の紙入札の承認以降の取り扱いについては、前条第4項及び第5項によるものとする。

(共同企業体での委任状の紙提出における特例)

- 第28条の3 第4条第1項に規定する利用者登録した共同企業体のその他の構成員が電子入札システムにより委任状の提出ができない場合等においては、代表構成員が持参または郵送により提出するものとする。

(紙入札から電子入札への移行)

- 第28条の4 第28条及び第28条の2により紙入札で参加を行った者は、案件途中からの電子入札への移行を行うことは認めないものとする。

(通信障害等による特例)

- 第29条 契約担当者等は、県の機関の使用に係る電子計算機における障害若しくは広域的停電又は通信事業者に起因する広域的通信障害により、複数の入札参加者等が電子入札を行うことが困難と判明した場合は、その原因と復旧の見込み等を調査のうえ、申込書等又は入札書受付締切日時若しくは開札日時の延長、又は紙入札への移行を指示する等必要な処置を講じるものとする。
- 2 前項に規定する障害の発生及び復旧状況等については、長崎県土木部電子入札ホームページにおいて情報提供を行うものとする。

(電子入札における帳票)

第30条 電子入札による場合は、電子入札システムにより印刷された帳票を、長崎県財務規則、長崎県工事執行規則及び建設工事一般競争入札要綱及び建設関連業務委託一般競争入札要綱に規定する様式と見なす。この場合において、電子入札システムによる入札結果を印刷した書面に入札執行者(第19条第2項に該当するときは、立会者を含む。)が押印したものを財務規則第43条別表第6工事請負費の欄に定める支出負担行為に必要なおもな書類である入札書と見なし、紙入札者があるときは、併せて提出した入札書(開札に代理人が立ち会う場合の立ち会い及びくじ引きに係わる委任状を含む。)を保管するものとする。

(補則)

第31条 この要綱に定めるもののほか、関係部が実施する電子入札及びこれに関する一連の手続の運用に関し必要な事項については、別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 本要綱は、平成18年2月1日から施行する。(平成18年1月5日 17監第426号)
- 本要綱は、平成19年5月1日から施行する。(平成19年3月20日 18監第629号)
- 本要綱は、平成20年4月1日から施行する。(平成20年3月5日 19建企第601号)
- 本要綱は、平成20年7月22日から施行する。(平成20年7月4日 20建企第250号)
- 本要綱は、平成21年4月1日から施行し、第7条の2第1項第4号については、平成21年3月1日から適用する。(平成21年2月26日 20建企第768号)
- 本要綱は、平成21年5月1日から施行する。(平成21年4月24日 21建企第81号)
- 本要綱は、平成21年10月1日から施行する。(平成21年9月18日 21建企第378号)
- 本要綱は、平成22年1月4日から施行する。(平成21年12月4日 21建企第537号)
- 本要綱は、平成23年1月4日から施行する。(平成22年12月13日 22建企第489号)
- 本要綱は、平成24年1月4日から施行する。(平成23年12月2日 23建企第431号)
- 本要綱は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年3月29日 24建企第642号)
- 本要綱は、平成25年6月1日から施行する。(平成25年5月21日 25建企第108号)
- 本要綱は、平成25年12月10日から施行する。(平成25年12月3日 25建企第456号)
- 本要綱は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年3月31日 25建企第638号)
- 本要綱は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年3月31日 26建企第626号)
- 本要綱は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年3月29日 27建企第640号)
- 本要綱は、平成30年4月1日から施行する。(平成30年3月1日 29建企第630号)
- 本要綱は、平成30年7月1日から施行する。(平成30年6月1日 30建企第124号)
- 本要綱は、平成31年4月1日から施行する。(平成30年11月9日 30建企第434号)
- 本要綱は、令和元年10月1日から施行する。(令和元年9月5日 31建企第408号)
- 本要綱は、令和2年10月1日から施行する。(令和2年9月15日 2建企第348号)
- 本要綱は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月2日 2建企第617号)
- 本要綱は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月25日 3建企第559号)